

保護者様

台風等に対する非常措置

平成27年7月15日

# 別紙

京都市立鏡山小学校  
校長 山田 正人

## 台風接近に伴う短縮校時の扱い及び個人懇談会の実施について

7月も半ばを過ぎ、大変蒸し暑い日が続いております。平素は、本校教育に、ご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、台風11号が接近しております。天気予報等によると、16日から17日に近畿にも接近することが予想されます。

『台風等における非常措置について』のプリントを本日再度配布いたしておりますが、今週は、『短縮校時』で授業を行っております。短縮校時での授業開始時刻や個人懇談会等、保護者対象の学校行事の実施について以下のようにしたいと考えております。保護者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、児童や保護者の皆様の安全を第一に考えたいと思います。どうぞ、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

京都市に『暴風警報』が発令された場合の登校時刻

(短縮校時のみ以下のように実施)

1. 午前7時までに解除になった場合 … 平常授業
2. 午前9時までに解除になった場合 … 10時35分から授業(10時20分登校)
3. 午前11時までに解除になった場合 … 13時10分から授業  
(12時50分登校。給食は中止。)
4. 午前11時現在、暴風警報が発令中の場合 … 臨時休業

※京都市に『特別警報』『暴風警報』が発令中の場合は、保護者の方を対象にした学校行事も中止(延期)いたします。

#### ◎今回の個人懇談会の場合

- ・午前11時現在で、京都市に暴風警報が発令されており、学校が臨時休校になった場合、その日に予定されている個人懇談会は原則、中止(延期)いたします。なお、午前11時以降、警報が解除され、かつ懇談会実施を希望される方は、学校までご連絡ください。(ただし、非常時であるという性格上、担任が予定通りに対応できない場合がございます。予めご了承ください)